



発行
東京都

目次

3

公 告

- 平成二十九年定例監査（平成二十八年度執行分）の結果に関する報告の公表…（東京都監査委員）…1
- 平成二十九年工事監査（前期局・高しよ）の結果に関する報告の公表…（同）…101

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成29年定例監査（平成28年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年2月2日

- 東京都監査委員 成 清 梨沙子
- 東京都監査委員 高 倉 良 生
- 東京都監査委員 友 渕 宗 治
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

第1 監査の概要

1 監査の目的
地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成29年定例監査を実施した。

2 監査の対象
平成28年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。
あわせて、平成28年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間
平成29年1月10日から同年8月31日まで
局別の実地監査期間は、別表1のとおりである。

4 監査実施状況
全28局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。
局別の実地監査場所は、別表2のとおりである。

（表1） 監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数（注）	実施率
本庁	137	137	100%
事業所	744	311	41.8%
計	881	448	50.9%

（注）このほか、財政援助団体5団体への実地監査を行った。

5 監査の観点
合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。
なお、重点監査事項として、局ごとに行政課題及び事務に係るテーマを設定した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2及び表3のとおり、20局に対し、143件の指摘、10件の意見・要望を行った。
 指摘事項等の一覧は別表3(局別)及び別表4(区分別)のとおりである。
 指摘金額(注)は1億4,622万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが1,443万余円である。

(注) 指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。
 なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘				意見 要望	合計	うち重点 監査事項
		歳入	歳出	財産	その他			
1	青少年・治安対策本部		1			1	1	1
2	総務局		4		1	5	5	4
3	主税局	12				12	12	9
4	生活文化局		4			4	7	4
5	オリンピック・準備局		1			1	1	1
6	都市整備局	1	4			5	5	2
7	環境局		7			7	7	4
8	福祉保健局	5	9	1		16	17	5
9	病院経営本部	3	2		2	7	7	4
10	産業労働局		1		1	2	2	1
11	中央卸売市場	3			1	4	5	2
12	建設局		5			5	6	3
13	港湾局	1	7	1		10	10	8
14	東京消防庁				2	2	2	
15	交通局	3	6			9	9	2
16	水道局	2	5		1	8	8	3
17	下水道局		11			11	13	12
18	教育庁	10	6		16	32	32	3
19	警視庁					2	2	2
20	議会局		2			2	2	1
	合計	40	75	2	26	143	153	71

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見 要望	合計	うち重点 監査事項	(参考)
						平成28年 合計件数
歳入(収入)	会計処理(歳入)	8		8	3	10
	債権管理	7		7	3	3
	都税	12		12	9	7
	歳入(その他)	13		13	4	0
歳出(支出)	契約(仕様・積算)	16		16	10	10
	契約(履行確認)	19		19	10	22
	契約(その他)	34	3	37	18	21
	会計処理(歳出)	5		5	1	4
	補助金等	1	1	2	2	0
	財産管理	1		1		3
財産	物品管理	1		1	1	5
	情報管理			0		22
	システム			0		2
その他	その他	26	6	32	10	7
	合計	143	10	153	71	116

<p>2 主な指摘事例</p> <p>【会計処理 (歳出)】</p> <p>建設局、港湾局</p> <p>○ 概算払の金額が必要最小限度となっていないかったもの</p> <p>概算払を行う場合は必要最小限度の額を交付することとされているが、四半期ごとの概算払について、受託者の執行状況に応じて交付金額の調整を行っていないかった。</p> <p>概算払を行う場合は、年間及び分割ごとの執行計画及び執行状況を把握し、適正な金額を算定の上、必要最小限度の額を交付することとされている。</p> <p>しかしながら、建設局及び港湾局において、四半期ごとの概算払の交付額について、受託者の執行状況に応じて調整を行っていないなど、必要最小限度の金額となっていない事例があった。</p> <p>そこで、両局に対し、概算払を適正に行うよう求めた。</p> <p>【契約 (その他)】</p> <p>オンラインピック・パラインピック準備局 都市整備局、港湾局、交通局</p> <p>○ 契約内容の変更を書面で行っていないかったもの</p> <p>契約において、仕様書で定めた内容を変更する場合は、書面による手続を行わなければならないが、口頭のみでの指示など、書面による手続を行っていないかった。</p> <p>オンラインピック・パラインピック準備局、都市整備局、港湾局及び交通局における委託契約又は工事契約における履行状況を確認したところ、仕様書で定めた業務内容どおりに履行されていない状況が認められた。</p> <p>これらは、契約内容の変更について、口頭で指示を行ったとすると、書面による手続が行われていないものであった。</p> <p>そこで、各局に対し、書面による手続を適正に行うよう求めた。</p>	<p>【契約 (その他)】</p> <p>教育庁</p> <p>○ 検診結果の異常値について、原因分析を十分に行っていないかったもの</p> <p>検診結果が異常値と考えられる場合は、その原因分析を十分に行う必要があるが、受託者における検査機器の精度管理状況を確認していないかった。</p> <p>都立学校教育部は、都内の区域ごとに、腎臓・糖尿病検診を委託により実施しているが、一部区域における尿蛋白の検診結果において、例年や他機関では3～4%となっている陽性率が20%を超えるなど、異常に高くなったため、二次・三次検診の追加契約を行った。当該区域の陽性率が高くなった原因は、検診機関が、従来、目視で行っていた検査に、検査機器を導入したためであり、実地監査後、検診機関から入手した精度管理記録を見ると、機器の精度管理を行っていないかったことにより、陰性とされるべきものが陽性とされたためであると考えられる。</p> <p>したがって、部が精度管理記録を確認し、再検査を指示することにより、正しい検診結果を得ることが可能であったため、追加契約の約223万円が不経済支出となっていた。</p> <p>そこで、部に対し、過大な検診を行わないよう検査精度の確認を求めた。</p> <p>【契約 (仕様・積算) (履行確認) (その他)】</p> <p>環境局、福祉保健局、病院経営本部、建設局 港湾局、交通局</p> <p>○ 履行確認に係る記録写真の提出等が適切でなかったもの</p> <p>委託契約又は工事契約では、業務の履行状況等を確認するため、記録写真を提出させているが、写真の未提出や内容不備、写真提出を仕様書で定めていない事例が認められた。</p> <p>委託契約又は工事契約における履行確認のための記録写真について確認したところ、環境局、福祉保健局、病院経営本部、建設局、港湾局、交通局及び水道局の事例において、①写真がないもの、②写真内容が不十分なもの、③写真の提出を仕様書で定めていないものなどの事例が見受けられた。</p> <p>そこで、各局に対し、受注者等への指導又は仕様書の作成について、適切な対応を求めた。</p>
---	--

【その他】

総務局

○ 最新の情報がホームページで提供されていなかったもの

ホームページで公表している情報は、可能な限り最新の情報に更新しておく必要があるが、最新情報となっていない事例があった。

総合防災部は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するための施設として、コンビニエンスストア等1万7477か所（平成28年11月時点）を災害時帰宅支援ステーションとして指定している。

この災害時帰宅支援ステーションは、インターネットの地図上で確認ができる情報サイトで検索することができるが、平成29年5月現在、9,939施設のみ掲出されており、最新の情報となっていないなかった。

そこで、部に対し、できる限り最新の情報を提供しよう求めた。

【その他】

福祉保健局

○ 廃液等の保管状況に危険性が認められたもの

廃液等の保管に当たっては、地震発生時なども踏まえ、安全を十分に確保する必要があるが、棚の構造や保管容器の材質などについて、危険性のある事例が認められた。

健康安全研究センターにおける廃棄物の保管状況において、

① 毒物劇薬等を含む廃液を保管するための棚が、構造上せい弱であり、転倒防止措置を講じていない

② 液体性の感染性廃棄物を保管する容器が軟質の合成樹脂製であるため、腐敗ガスにより変形し、飛散や流失の危険性がある

③ 箱型のポリ容器が棚に保管されることなく積み重ねられており、震災発生時には容易に落下する状態となっている

という状況が認められた。
そこで、センターに対し、廃棄物の保管を適切に行うよう求めた。

第3 重点監査事項

1 重点監査事項Ⅰ（行政課題）

社会経済状況や都政の重要課題を踏まえ、以下の事項を設定した。
監査に当たっては、表4のとおり、局ごとに重点監査事項の中から、テーマを選定し、対象業務について検証した。

なお、参考として、局ごとの報告書「重点監査事項Ⅰ（行政課題）報告書（各局別）」を巻末に掲載している。

重点監査事項Ⅰ（行政課題）	
ア	待機児童対策
イ	都立都民利用施設の警備体制
ウ	地下構造物の安全管理
エ	高齢者ドライバーに係る安全対策
オ	食の安全・安心確保への取組
カ	都立施設のユニバーサルデザイン整備状況
キ	ボランティアの運営
ク	普及啓発事業
ケ	新規事業等の進捗及び管理状況

2 重点監査事項Ⅱ（事務）

各局の事務執行の中から、歳入事務、契約手続、契約仕様内容、財産の管理等の視点から事項を設定し、対象事務について検証した。

3 監査の結果

重点監査事項Ⅰ（行政課題）について、22局に対し監査を行った結果、11局に対し、14件の指摘、7件の意見・要望を行った。

重点監査事項Ⅱ（事務）については、全局（28局）に対し監査を行った結果、16局に対し、49件の指摘、1件の意見・要望を行った。

合計で、19局に対し、63件の指摘、8件の意見・要望を行った。
なお、局別の重点監査事項及び指摘事項等の件数は、表4及び表5のとおりである。

(表4) 重点監査事項Ⅰ(行政課題)のテーマ及び指摘等の件数

No	局	テーマ	指摘等の件数		
			※ 指摘	意見 要望	計
1	青少年・治安対策本部	自転車安全対策に係る普及啓発	ク	1	1
2	総務局	帰宅困難者対策	ク	3	3
3	財務局	都立施設のユニバーサルデザイン整備状況	カ		
4	主税局	納税に係る普及啓発	ク		
5	生活文化局	ボランティアの育成支援等	キ	1	2
6	オリンピック・パラリンピック準備局	ボランティア競技を中心とした障害者スポーツの推進に係る普及啓発	ク		3
7	都市整備局	鉄道駅接合バリアフリー推進事業	ク		
8	環境局	水素社会の実現に向けた取組	ク		
9	福祉保健局	待機児童対策(人材確保事業)	ア	1	1
10	病院経営本部	都立病院の警備体制	イ	1	1
11	産業労働局	外国人旅行者の受入環境の整備事業	ケ	1	1
12	中央卸売市場	市場における安全・品質管理者の取組	ホ		
13	建設局	道路の維持管理	ク	1	1
14	港務局	「東京港海岸保全施設整備計画」に基づく施設の整備状況	ケ	2	2
15	東京消防庁	救急車の適正利用の促進に係る普及啓発	ク		
16	交通局	地下構造物の安全管理	ク		
17	水道局	地下構造物の安全管理	ク		
18	下水道局	下水道管路施設の維持管理	ク	3	1
19	教育庁	都立学校の警備体制	イ	2	2
20	警視庁	高輪ドライブの交通安全対策への取組	エ	2	2
21	選挙管理委員会事務局	「18歳選挙権」導入に伴う普及啓発	ク		
22	人事委員会事務局	職員の採用に係る普及啓発	ク		
合計				14	7
					21

※P. 7「重点監査事項Ⅰ(行政課題)」の各項目

(表5) 重点監査事項Ⅱ(事務)のテーマ及び指摘等の件数

No	局	テーマ	指摘等の件数		
			指摘	意見 要望	計
1	政策企画局	契約の履行確認			
2	青少年・治安対策本部	契約の履行確認			
3	総務局	契約の履行確認			
4	財務局	特命随意契約		1	1
5	主税局	固定資産税の課税(土地・家屋)		9	9
6	生活文化局	特命随意契約の特命理由		1	1
7	オリンピック・パラリンピック準備局	契約の履行確認		1	1
8	都市整備局	調査委託契約		2	2
9	環境局	環境局独自の事業に係る契約及び費用助成		4	4
10	福祉保健局	歳入事務		4	4
11	病院経営本部	医薬未収金(個人分)に係る債権管理		3	3
12	産業労働局	債権管理			
13	中央卸売市場	保証金の算定及び管理		2	2
14	建設局	河川事業に係る単価契約工事等		2	2
15	港務局	委託契約の契約手続及び履行確認		6	6
16	会計管理局	用品制度に係る事務			
17	東京消防庁	特命随意契約の特命理由			
18	交通局	事業所における契約事務		2	2
19	水道局	単価契約工事		3	3
20	下水道局	下水道事務所出張所の業務委託		7	1
21	教育庁	学校窓口等における職入管理		1	1
22	警視庁	履行期限の延長による契約変更手続			
23	選挙管理委員会事務局	東京都知事選挙執行に係る契約			
24	人事委員会事務局	特命随意契約の特命理由			
25	監査事務局	契約の仕様内容			
26	労働委員会事務局	審査事務及び調整事務に係る文書管理			
27	収用委員会事務局	鑑定人鑑定及び起業者負担金に係る事務			
28	議会局	特命随意契約の特命理由		1	1
合計				49	1
					50

(注) 重点監査事項Ⅱの件数には、重点監査事項Ⅰと重複するものは含めていない。

第4 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

平成28年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び15特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成29年8月3日及び同月4日
 ② 東京都財務諸表 平成29年8月23日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調書」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類（購入原簿等）との照合（抽出による。）
 - ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による。）
- (7) 決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の検証

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、平成26年度東京都財務諸表等の監査において、工事等の完了に伴い精算して資産や費用に計上すべき建設仮勘定が未精算のままとなっている事例が複数認められたことから、各局に対し建設仮勘定残高について精査を求めたところである。

これを受け、平成27年度以降、会計管理局は全局に対し建設仮勘定残高について再三の注意喚起を行っており、各局においては未精算解消に取り組んだ結果、残高が大幅に減少した。

しかしながら、一部の局においては、十分な改善が図られていないことが認められた。財務諸表の適正な財政状態の表示のため、更なる取組を求める。

(別表1) 局別実地監査期間

No.	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	平成29年5月11日、17日及び19日	
2	青少年・治安対策本部	平成29年5月11日、15日及び16日	
3	総務局	平成29年4月27日、5月9日から24日まで	
4	財務局	平成29年4月10日から17日まで	平成29年6月21日及び22日
5	主税局	平成29年2月6日から3月6日まで	平成29年6月14日及び15日
6	生活文化局	平成29年1月10日から31日まで	平成29年6月14日及び15日
7	オリンピック・パラリンピック準備局	平成29年5月25日から6月2日まで	
8	都市整備局	平成29年4月7日から5月10日まで	平成29年6月8日及び9日
9	環境局	平成29年4月10日から19日まで	平成29年6月13日及び14日
10	福祉保健局(注)	平成29年5月18日から6月7日まで	
11	病院経営本部	平成29年4月27日から5月23日まで	
12	産業労働局	平成29年5月12日から6月19日まで	
13	中央卸売市場	平成29年1月11日から30日まで	平成29年6月14日及び15日
14	建設局	平成29年2月13日から3月9日まで	平成29年6月8日及び9日
15	港湾局	平成29年4月7日から5月9日まで	平成29年6月8日及び9日
16	会計管理局	平成29年2月24日から3月2日まで	平成29年6月13日及び14日
17	東京消防庁	平成29年1月18日から2月3日まで	平成29年6月8日及び9日
18	交通局	平成29年4月7日から25日まで	
19	水道局	平成29年1月16日から2月17日まで	平成29年6月13日及び14日
20	下水道局	平成29年1月11日から2月6日まで	平成29年6月8日及び9日
21	教育庁(注)	平成29年4月26日から6月2日まで	
22	警視庁(注)	平成29年4月7日から18日まで	平成29年6月14日及び15日
23	選挙管理委員会事務局	平成29年3月16日及び17日	平成29年6月8日
24	人事委員会事務局	平成29年2月28日	平成29年6月14日
25	監査事務局	平成29年3月1日及び2日	平成29年6月14日
26	労働委員会事務局	平成29年3月3日	
27	収用委員会事務局	平成29年2月7日	
28	議会局	平成29年2月24日及び27日	平成29年6月13日

(注) 三宅支庁管内の事業所は平成29年5月23日及び26日、小笠原支庁管内の事業所は平成29年5月12日

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所
1	政策企画局	総務部、調整部、計画部、外務部	4
2	青少年・治安対策本部	総合対策部	1
3	総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報通信企画部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	10
4	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
5	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5
6	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6
7	オリンピック・パラリンピック準備局	総務部、総合調整部、オリンピック部、大会施設部、スポーツ推進部	5
8	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部、基地対策部	8
9	環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5
10	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部	9

8 第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所

9 広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、西多摩・多摩府中・島じよ各保健所、島じよ保健所三宅・小笠原各出張所、西多摩福祉事務所、東村山ナーシングホーム、萩山実務学校、識明学園、児童相談センター、北・多摩・江東・八王子・立川各児童相談所、女性相談センター、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター、城北分府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、健康安全研究所センター

No.	局	本庁の部	事業所	
11	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2 広尾・大塚・駒込・豊東・神経・松沢各病院、多摩総合医療センター、小月総合医療センター	8
12	産業労働局	総務部、商工部、金融部、観光部、農林水産部、雇用就業部	6 農業振興事務所、森林事務所、鳥しよ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター、大崎事務所、労働相談情報センター、園分寺事務所、労働相談情報センター、八王子事務所、労働相談情報センター、池袋事務所、労働相談情報センター、亀戸事務所、中央、城北職業能力開発センター、中央、城北職業能力開発センター、高年齢者学校、城南職業能力開発センター、坂東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、八王子学校、東京障害者職業能力開発センター	17
13	中央卸売市場	管理部、事業部、新市場整備部	3 築地、食肉・大田・豊島・淀橋、足立、板橋、世田谷、北足立、多摩ニュータウン、葛西各市場	11
14	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩(興多摩出張所を含む。)、南多摩東部、南多摩西部、北多摩南部、北多摩北部各建設事務所、土木技術支援、人材育成センター、東部、西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	16
15	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 東京港管理事務所、東京港建設事務所(高潮対策センターを含む。)、調布飛行場管理事務所	4
16	会計管理局	管理部	1	1
17	東京消防庁 (注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	8 消防学校、消防技術安全所、麹町・日本橋・麻布・荏原・田園調布、世田谷・牛込・野方・王子、澁野川・浅草・足立、本所、城東、小平、狛江・目野・多摩、光が丘各消防署、整備工場	22
18	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7 研修所、荒川電車営業所、総合指令所、都庁前・馬喰・門前仲町・大門各駅務管区、大島、清澄各乗務管理所、小滝橋、早稲田・北・千住・江東、江戸川各自動車営業所、大島、車両検修場、電気総合管理所、新宿線、大江戸線各電気管理所、発電事務所、地下鉄改良工事事務所、馬込、本場各保線管理所	23

(注1) 各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所	
19	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改善推進本部調整部、多摩水道改善推進本部施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、港・文京・墨田・江三川、荒川・世田谷(太子堂分室)、目黒・練馬、北各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、あきる野・八王子各給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、羽村取水管理事務所、東村山、金町、朝霞各浄水管理事務所、境、船、長沢、三園各浄水場、東部、西部各建設事務所	33
20	下水道局	総務部、職員部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部(北多摩第一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩第二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。)	8 中部下水道事務所(芝浦水再生センターを含む。)、北部下水道事務所(三河島水再生センターを含む。)、東部第一下水道事務所(砂町水再生センター)、東部第二下水道事務所(中川水再生センター)、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。)、西部第一下水道事務所(落合水再生センター及び中野水再生センターを含む。)、第二下水道事務所(みやぎ水再生センター)、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。)、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター(南部スラッジプラントを含む。)、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所	24
21	教育庁 (注2)	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6 多摩教育事務所、三宅出張所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、工業(江北・葛飾商業、大森・葛西南、且比谷・栗、竹星、大江戸、足立西、喜山、上野、芝商業、三田、広葉、向丘、つばさ総合、小山台、神代、豊谷、豊葉、且黒、杉並、豊多摩、武蔵丘、第一商業、千早、国際、高島、井草、総合芸術、王子総合、立川、砂山、第五商業、八王子、日野台、成瀬、上水、保谷、東大和、片倉、田無、八王子北・山崎、永山・多摩工業、町田総合、三宅・小笠原各高等学校、三鷹中等教育学校、文京、八王子各盲学校、葛飾・中央各ろう学校、永福、南大沢各学園、光明、青島、しいの木、高島、墨田、中野、葛飾各特別支援学校	72
22	警視庁 (注3)	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 築地、赤坂、品川・田園調布、成城、代々木、新宿、戸塚、駒込、且白、上野、南千住、荒川・深山、亀戸、昭島、立川・東村山、武蔵野、五日市、高尾、町田・多摩中央、高島平、小笠原、三宅各警察署	26

(注2) 各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。
(注3) 各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所
23	選挙管理委員会事務局	1	
24	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2
25	監査事務局	1	
26	労働委員会事務局	1	
27	収用委員会事務局	1	
28	議会局	管理部、議事部、調査部	3

上記のほか、以下の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
産業労働局	公益財団法人東京観光財団
交通局	株式会社はとバス
	株式会社PUC
水道局	東京水道サーベイス株式会社
下水道局	東京都下水道サーベイス株式会社

(別表3) 指撥事項、意見・要望事項一覧 (局別)

局名	No.	重点	区分	指撥事項内容 (※は意見・要望事項)
青少年・治安対策本部	1	I	契約 (仕様・積算)	1時間未満の実施時間の取扱いを定めるべきもの
	2	I	契約 (履行確認)	一時滞在施設の安全確認アドバイザー派遣業務に係る完了検査を適正に行うべきもの
総務局	3	I	契約 (履行確認)	備蓄品の買入れ契約に係る完了検査を適正に行うべきもの
	4	I	その他	災害時帰宅支援ステーションについて、できる限り最新の情報を提供すべきもの
	5	II	契約 (履行確認)	業務委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの
	6	II	会計処理 (歳出)	適正な支出科目で執行すべきもの
	7	II	都税	路線バスを適正に付設すべきもの
	8	II	都税	(面地の認定について) 複数の筆の土地を一面地として認定すべきもの
主税局	9	II	都税	(面地の認定について) 複数の筆の土地を一面地として認定すべきでないもの
	10	II	都税	土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	11	II	都税	面地及び用途の認定を適正に行うべきもの
	12	II	都税	面地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの
	13	II	都税	非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定すべきもの
	14	II	都税	(固定資産税 (家屋) の課税について) 家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの
	15	II	都税	(固定資産税 (家屋) の課税について) 家屋の評価を適正に行うべきもの
	16		都税	過年度分の固定資産税 (償却資産) を課税すべきもの
	17		都税	納税交渉及び滞納処分を適切に行うべきもの
	18		都税	滞納処分を適切に行うべきもの
生活文化局	19	I	補助金等	東京ボランティア・市民活動センター事業補助金の効果検証を適切に行うべきもの
	20	II	契約 (その他)	端末機器等の借入れに係る特命随意契約を見直しすべきもの
	21		契約 (仕様・積算)	リース契約に係る積算を適切に行うべきもの
	22		契約 (その他)	出せん契約を見直し、適切に運営すべきもの
	23	I	その他	※外国人おもてなし語学ボランティアへの活動機会の周知について
	24	I	その他	※東京都防災 (語学) ボランティアの活動促進について
おむすびのぼり	25		契約 (その他)	※調査が重複しないよう工夫することについて
	26	II	契約 (その他)	契約内容の変更を適正に行うべきもの

局名	No.	重点	区分	指前事項件名
都市整備局	27	II	契約 (履行確認)	調査委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの
	28	II	契約 (その他)	調査検討委託契約の変更手続を適正に行うべきもの
	29		会計処理 (歳入)	都営住宅の退去に伴う積立金の測定を適正に行うべきもの
	30		契約 (履行確認)	建物管理委託契約の履行確認を適切に行うべきもの
	31		契約 (その他)	工事の施工管理を適切に行うべきもの
	32	II	契約 (履行確認)	(ノネ引取り作業等委託について) 委託の作業報告を適切に指導すべきもの
	33	II	契約 (仕様・積算)	(ノネ引取り作業等委託について) 業務の履行が確認できるように、適切に仕様書を作成すべきもの
	34	II	契約 (履行確認)	(ノネ引取り作業等委託について) 委託の作業報告を適切に指導すべきもの
	35	II	契約 (仕様・積算)	(ノネ引取り作業等委託について) 業務の履行が確認できるように、適切に仕様書を作成すべきもの
	36		契約 (仕様・積算)	移植樹木維持管理委託の積算を適切に行うべきもの
	環境局	37		契約 (その他)
38			契約 (履行確認)	業務完了時に報告書類を速やかに提出させるよう、市を指導すべきもの
39		II	歳入 (その他)	受託者への履行確認及び診療報酬請求業務の進行管理を適切に行うべきもの
40		II	歳入 (その他)	再審査請求の実施について文書により意思決定すべきもの
41		II	歳入 (その他)	(母子父子福祉資金事務について) 貸付決定時の審査を適切に行うべきもの
42		II	歳入 (その他)	(母子父子福祉資金事務について) 資金償還時の手続を適切に行うべきもの
43			債権管理	個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの
44			契約 (履行確認)	建物管理を適切に行うべきもの
45			契約 (その他)	随意契約に係る事務手続を適切に行うべきもの
46			契約 (履行確認)	(百歳訪問事業について) 委託契約の完了検査を適切に行うべきもの
福祉保健局		47		契約 (その他)
	48		契約 (その他)	食品買入業者の選定に当たり製品を指定する理由を明らかにすべきもの
	49		会計処理 (歳出)	災害救助用食料の精算処理を適切に行うべきもの
	50		契約 (仕様・積算)	除草・せん定等の委託について適切に行うべきもの
	51		契約 (履行確認)	契約内容の履行確認を適切に行うべきもの
	52		契約 (履行確認)	委託契約の処理を適切に行うべきもの
	53		財産管理	出えん金の管理を適正に行うべきもの

局名	No.	重点	区分	指前事項件名 (※は意見・要望事項)
福祉保健局	54		その他	感染症廃棄物等の保管を適切に行うべきもの
	55	I	補助金等	※保育士養成施設に対する就職促進事業について
	56	I	その他	病院における警備体制の改善を図るべきもの
	57	II	債権管理	(介護士委託による医療費の債権整理・回収業務について) 契約書等に業務開始や報告書の提出等の時期を明確に定めるべきもの
	58	II	債権管理	(介護士委託による医療費の債権整理・回収業務について) 契約書等に委任事務の終了の要件について定めるべきもの
	59	II	債権管理	(介護士委託による医療費の債権整理・回収業務について) 契約書等に報告内容の詳細について定めるべきもの
	60		契約 (その他)	複写サービスに係る契約を長期継続契約によって行うことを検討すべきもの
	61		契約 (履行確認)	工事記録写真の提出を適切に行うよう受注者を指導すべきもの
	62		その他	意思決定を適正に行うべきもの
	63	I	その他	補助対象経費を明確にすべきもの
	産業労働局	64		契約 (履行確認)
65		II	会計処理 (歳入)	保証金を適正に算定し徴収に努めるべきもの
66		II	会計処理 (歳入)	販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの
67			債権管理	使用料等の債権に関する正確な情報を部と場とで共有すべきもの
68			その他	改修工事に係る市場施設の使用承認手続について部と場とが連携して適切に処理すべきもの
69			その他	※各場の市場内業者への指導監督強化に向けた部の取組について
70		II	契約 (その他)	(河川事業に係る単価契約について) 単価契約を適正に行うべきもの
71		II	契約 (その他)	(河川事業に係る単価契約について) 単価契約の適正かつ効率的な執行を確保すべきもの
72			契約 (その他)	(防災船舶着場等の管理について) 不具合箇所等の補修等について、より効率的かつ効果的な対応を図るべきもの
73			会計処理 (歳出)	(防災船舶着場等の管理について) 業務の進捗状況に応じて概算私を適切に行うべきもの
建設局		74		契約 (その他)
	75	I	その他	※経過観察の取扱いに係る記録について
	76	I	契約 (履行確認)	一部工事完了の検査を適正に行うべきもの
	77	I	物品管理	出納手続を適正に行うべきもの
	78	II	契約 (仕様・積算)	仕様書を適切に作成すべきもの
	79	II	契約 (仕様・積算)	積算を適切に行うべきもの
	80	II	契約 (履行確認)	履行確認を適正に行うべきもの

指前事項件名 (※は意見・要望事項)

局名	No.	重点	区分	指図書事件名
東京都庁	81	II	契約 (履行確認)	委託契約における写真撮影を基準等に従って行われるべきもの
	82	II	契約 (その他)	土地鑑定評価に関する業務委託契約の変更手続及び検査を適正に行うべきもの
	83	II	会計処理 (歳入)	東京港の広報・案内業務等委託に係る標準私を適正に行うべきもの
	84		会計処理 (歳入)	使用料の徴収事務を適正に行うべきもの
	85		その他	福利厚生施設の使用許可に伴う運営状況報告の確認を適切に行うべきもの
	86		その他	工事の安全施工管理について請負者を適切に指導・監督すべきもの
	87		その他	消防防災ペナジンの有効活用を図るべきもの
	88	II	契約 (履行確認)	所契約の履行確認を適正に行うべきもの
	89	II	契約 (その他)	契約事務を適切に行うべきもの
	90		歳入 (その他)	バス料金の管理について 返金ポタンの使用を適正に管理すべきもの
交通局	91		歳入 (その他)	バス料金の管理について 銀券券した1日券の管理を適正に行うべきもの
	92		歳入 (その他)	バス料金の管理について 簡易閉経機の取扱いを定めるべきもの
	93		契約 (仕様・積算)	荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について 異常時修理」時に作業依頼書を作成するとともに、作業報告書提出させるべきもの
	94		契約 (仕様・積算)	荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について 自動料金収納機の修理作業時における現金の取扱いを明確に定めるべきもの
	95		契約 (その他)	荒川線自動料金収納機等の保守点検業務委託について 契約時に、修理の必要性等を確認し、その内容に合った見積りを徴収すべきもの
	96		契約 (その他)	制限輸入に係る契約事務を適正に行うべきもの
	97	II	契約 (その他)	私道内給水管整備工事について 事務手帳を改正し、着手前に発注手帳を行うよう定めるべきもの
	98	II	契約 (仕様・積算)	私道内給水管整備工事について 個人情報取扱いについて適宜に基づき具体的な定めを設けるべきもの
	99	II	契約 (その他)	事務手帳を改正し、発注書交付前に組織決定を行うよう定めるべきもの
	100		歳入 (その他)	料金減額を適正に行うとともに、調査等、再発防止策を検討すべきもの
水道局	101		債権管理	未収金の徴収停止手帳を適切に行うべきもの
	102		契約 (履行確認)	工事記録写真の撮影について、受注者への指導を徹底すべきもの
	103		契約 (その他)	仕様書に定めた書類を適切に提出させるべきもの
	104		その他	薬品管理規程を改正し、細則を定めるべきもの
下水道局	105	I	契約 (その他)	故障等への対応及び契約事務手帳について 故障への対応作業を迅速に行うべきもの
	106	I	契約 (その他)	故障等への対応及び契約事務手帳について 緊急に作業の指示を行った経緯を確認できる書類を作成・保管すべきもの

局名	No.	重点	区分	指図書事件名 (※は意見・要望事項)
下水道局	107	I	契約 (その他)	他企業工事の立会業務を適正に行うべきもの
	108	II	契約 (その他)	(出張所委託における他企業工事の立会いについて) 他企業工事の立会いに関する台帳等の作成を適切に行うべきもの
	109	II	契約 (その他)	(出張所委託における他企業工事の立会いについて) 業務の一部を別契約で対応する場合の対応について 基準等を定めるべきもの
	110	II	契約 (仕様・積算)	(出張所委託における他企業工事の立会いについて) 業務の一部を別契約で対応する場合の対応について 指図について見直しを検討すべきもの
	111	II	契約 (仕様・積算)	(出張所委託における夜間業務について) 目的に則した報告を求めるべきもの
	112	II	契約 (仕様・積算)	(出張所委託における夜間業務について) 指図について見直しを検討すべきもの
	113	II	契約 (仕様・積算)	公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの
	114	II	契約 (その他)	出張所業務の現状を把握し、委託業務内容の精査・標準化をすべきもの
	115		契約 (その他)	公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの
	116	I	契約 (その他)	※巡視計画の策定に当たり必要となる具体的な基準の策定について
	117	II	契約 (その他)	※不良箇所における判断基準の設定について
	118	I	その他	教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの
	119	I	その他	学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの
	120	II	会計処理 (歳入)	各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの
	121		会計処理 (歳入)	授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの
教育庁	122		歳入 (その他)	(生製品の販売について) 生製品の販売に当たり価格を決定すべきもの
	123		歳入 (その他)	(生製品の販売について) 生製品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの
	124		歳入 (その他)	(生製品の販売について) 生製品の袋詰め等に係る記録について指導すべきもの
	125		歳入 (その他)	(生製品の販売について) 生製品について適正に価格を決定し、販売すべきもの
	126		歳入 (その他)	(生製品の販売について) 取納金の事務処理を適正に行うべきもの
	127		会計処理 (歳入)	各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付させるべきもの
	128		会計処理 (歳入)	現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導すべきもの
	129		債権管理	過払い給与債権の滞り整理を効果的に行うべきもの
	130		会計処理 (歳入)	資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの
	131		契約 (その他)	腎臓・泌尿器科診療について過大な検査を行わないよう検査精度を確認すべきもの
132		契約 (その他)	(都立学校施設維持管理業務について) 学校における完了確認を適切に行うようJKRを指導すべきもの	

局名	No.	重点	区分	指図書項目名 (※は意見・要望事項)
教育庁	133		契約 (その他)	(都立学校施設維持管理業務について) 施設、設備の状況を正しく把握すべきもの
	134		契約 (その他)	(都立学校施設維持管理業務について) 適切な修繕を行うよう指示・指導すべきもの
	135		契約 (その他)	(都立学校施設維持管理業務について) 各学校が修繕等の具体的な内容を把握できるように契約内容を改めるべきもの
	136		その他	(学校徴収金について) 積立金、教材費の個人別支出管理を確認できるように事務処理を改めるべきもの
	137		その他	(学校徴収金について) 特別支援学校における教材購入を適切に行うべきもの
	138		その他	(学校徴収金について) 現金出納簿を適正に作成すべきもの
	139		その他	(学校徴収金について) 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの
	140		その他	(学校徴収金について) 転達等時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの
	141		その他	(その他の私費について) 部費の管理を適切に行うべきもの
	142		その他	(その他の私費について) 災害共済給付金について 災害共済給付金の給付手帳を速やかに納付させるべきもの
	143		その他	(その他の私費について) 保護者の口座への振込手数料の負担を軽減する方法を採用すべきもの
	144		その他	(その他の私費について) 都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行うべきもの
	145		その他	(その他の私費について) 預金管理を適切に行うべきもの
146		その他	(学校における危機管理について) 避難所等の開設・運営が円滑に行えるよう学校の危機管理計画の見直しを指導すべきもの	
147		その他	(学校における危機管理について) 各学校における危機管理について 各学校が具体的なガス等の安全確認の方法を計画に定めるよう指導すべきもの	
148		その他	(学校における危機管理について) 東日本大震災の教訓を生かした学校危機管理計画を作成すべきもの	
149		その他	(学校における危機管理について) 多様な想定での避難訓練を行うべきもの	
警視庁	150	I	その他	※高齢者講習等の予約状況の情報提供方法について
	151	I	その他	※シムルバー・ドラインバーズ安全教室の効果的な広報について
	152	II	契約 (その他)	議員健康診断を競争契約などにより適切に行うべきもの
議会局	153		契約 (仕様・積算)	部議会 P R コーナー展示パネルの保守点検回数を見直すべきもの

(別表4) 指図書項目、意見・要望事項一覧 (区分別)

【会計処理 (歳入)】		指図書項目名	局名
No.	重点		
29		都営住宅の退去に伴う損害金の測定を適正に行うべきもの	都庁整備局
65	II	保証金を適正に測定し徴収に努めるべきもの	中央卸売市場
66	II	販売状況を適正に報告させ使用料及び保証金を算定し徴収に努めるべきもの	中央卸売市場
84		使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	港務局
120	II	各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの	教育庁
121		授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの	教育庁
127		各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付させるべきもの	教育庁
128		現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導すべきもの	教育庁
【債権管理】		指図書項目名	局名
No.	重点		
43		個人負担分診療報酬の債権管理を適切に行うべきもの	福祉保健局
57	II	(弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について) 契約書等に業務開始や報告書の提出等の期日を明確に定めるべきもの	病院経営本部
58	II	(弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について) 契約書等に委任事務の終了の要件について定めるべきもの	病院経営本部
59	II	(弁護士委任による医療費の債権整理・回収業務について) 契約書等に報告内容の詳細について定めるべきもの	病院経営本部
67		使用料等の債権に関する正確な情報を都と場で共有すべきもの	中央卸売市場
101		未収金の徴収停止手帳を適切に行うべきもの	水道局
129		過払い給与債権の精算整理を効果的に行うべきもの	教育庁
【租税】		指図書項目名	局名
No.	重点		
7	II	路線価を適正に付設すべきもの	主税局
8	II	(画地の認定について) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきもの	主税局
9	II	(画地の認定について) 複数の筆の土地を一画地として認定すべきでないもの	主税局
10	II	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	主税局
11	II	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	主税局
12	II	画地及び住戸の数の認定を適正に行うべきもの	主税局
13	II	非課税とする公共の用に供する道路を適正に認定すべきもの	主税局
14	II	(固定資産税(家賃)の課税について) 家賃に係る固定資産税の特例課税を適正に行うべきもの	主税局